

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人bond place定款 18条に基づき、理事並びに監事(以下「役員」という。)に支給する役員報酬について定めることを目的とする。

(役員報酬及び費用の支給)

第2条 役員報酬額は理事会で協議した上で理事長が決定する。

(報酬の支払方法)

第3条 常勤の役員に対する報酬は、各事業年度に支給する報酬の総額を12で除した金額を毎月25日に支払うものとする。

2 常勤でない役員に対する報酬は、都度遅滞なく支払うものとする。

(費用)

第4条 役員が負担した費用について、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。なお、旅費については「旅費規程」により支給する。

(改廃)

第5条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。